



埼玉県報

第 2736 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 2 日
金曜日

目次

規則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（警察・文書課）
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

訓令

- 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令（警察・文書課）

管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 職員用デスクトップ型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 地域森林計画の変更案の縦覧（森づくり課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 土砂災害警戒区域等の指定（河川砂防課）
- 廃川敷地等の公示（水辺再生課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 通信指令システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道川越上尾線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越入間線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 古物商許可取消処分ของ告示（保安課）
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）

正誤

- 埼玉県条例第 72 号中訂正（住宅課）

規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改める。

第二条第一項中「第三十条の三十七第二項本文」を「第三十条の三十二第二項本文」に改め、同条第二項中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改める。

第三条中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。

第六条中「第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第二号中	「住民票コード」		生年月日	
性別		「住民票コード」	個人番号	生年月日
	性別			

様式第三号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第五号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第六号（表）中「第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

住民基本台帳法 (抄)

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

塩 画

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならない。

第二十条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

別表歯科技工士国家試験の項を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第23条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 (具体的に記載してください。)	
----------------------------------	--

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (該当する箇所の□内に) ☑印を付してください。	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。)
本人の状況等 (法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内に☑印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ()
	本人の状況 (生年月日) <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人が未成年者 (15歳以上) である場合 法定代理人が開示請求することについての本人の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に☑印を付してください。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (☑送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (☑送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付 (☑送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (☑印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担当課所	電話番号
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第二号（注）１中「法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であることを加える。

様式第三号（注）１中「法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であることを加える。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第23条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話 ()

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (該当する箇所の□内に ☑印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。)	
本人の状況等 (法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内に☑印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況 (生年月日)	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の 請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人が請求する場合の 請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (☑印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担 当 課 所	電話番号
備 考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号（第23条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 〔 該当する箇所の□内に ☒印を付してください。 〕	(趣旨) ☐第1号該当 → ☐利用の停止 ☐消去 ☐第2号該当 → 提供の停止 (理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔 該当する箇所の□内に ☒印を付してください。 〕	☐法定代理人 ☐本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 〔 法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内に☒印を付してください。 〕	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () _____
	本人の状況 (生年月日) ☐未成年者 (年 月 日生) ☐成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 〔 代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類 〕	☐運転免許証 ☐旅券 ☐住民基本台帳カード（写真付き） ☐在留カード ☐特別永住者証明書 ☐その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐委任状（☐印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担当課所	電話番号 _____
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として教育委員会が適当と認めるものを教育委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第24条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____
電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 (具体的に記載してください。)	
----------------------------------	--

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (該当する箇所の□内に ☒印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人(保有特定個人情報に限る。)
本人の状況等 (法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内に☒印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ()
	本人の状況(生年月日) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人が未成年者(15歳以上)である場合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 法定代理人が開示請求することについての本人の同意

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に☒印を付してください。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(☒送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付(☒送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付(☒送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状(☒印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担当課所	電話番号
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第二号（注）１中「法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であることを加える。

様式第三号（注）１中「法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であることを加える。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第24条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____
電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内に ☑印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 〔法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内に☑印を付してください。〕	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ()
	本人の状況 (生年月日) <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 〔代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類〕	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（☑印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担当課所	電話番号
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号（第24条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

(ふりがな)
氏 名 _____

住所又は居所
〒 _____
電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 〔該当する箇所の□内に ☑印を付してください。〕	(趣旨) ☐第1号該当 → ☐利用の停止 ☐消去 ☐第2号該当 → 提供の停止 (理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内に ☑印を付してください。〕	☐法定代理人 ☐本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 〔法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内に☑印を付してください。〕	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ()
	本人の状況 (生年月日) ☐未成年者 (年 月 日生) ☐成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 〔代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類〕	☐運転免許証 ☐旅券 ☐住民基本台帳カード（写真付き） ☐在留カード ☐特別永住者証明書 ☐その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他 ()
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐委任状（☐印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担 当 課 所	電話番号
備 考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第11号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第7条中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に、「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第10条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第1号及び第2号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第15条第2項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として公安委員会が適当と認めるものを公安委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第19条中「第4項第3号、第5項及び第6項」を「第5項第4号、第6項及び第7項」に、「及び同条第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県公安委員会

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等 （具体的に記載してください。）	
--------------------------------------	--

（注）代理人が請求する場合は、次の欄に記載してください。

代理人の種別 （□内は、該当する箇所にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 （法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。）	（ふりがな） 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () _____
	本人の状況（生年月日） <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人が未成年者（15歳以上）である場合 法定代理人が開示請求することについての本人の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

（注）次の欄の記載は、任意です。

求める開示の実施の方法 （開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。）	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（□送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付（□送付を希望）
開示の実施の希望日	年 月 日

（注）以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 （代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 在留カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担当所属	電話番号
備考	

（注）本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第2号（注）1中「、法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第3号（注）1中「、法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第23条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県公安委員会

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) _____ (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (<input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。)
本人の状況等 (<input type="checkbox"/> 内は、法定代理人による請求の場合、該当する箇所にレ印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名 _____
	本人の住所又は居所及び連絡先 _____ 電話 () _____
	本人の状況 (生年月日) _____ <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (<input type="checkbox"/> 内は、代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き) <input type="checkbox"/> 在留カード (写真付き) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担 当 所 属	電話番号 _____
備 考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第19号を次のように改める。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県公安委員会

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) _____ (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 <input type="checkbox"/> 該当する箇所の□内にレ印を付してください。	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種類別 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にレ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 <input type="checkbox"/> 法定代理人による請求の場合、該当する箇所にレ印を付してください。	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () _____
	本人の状況（生年月日） <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

（注）以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 在留カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（ <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担 当 所 属	電話番号
備 考	

（注）本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六五

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―五〇）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として人事委員会が適当と認めるものを人事委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第36号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月2日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第7条中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に、「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第10条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第1号及び第2号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第15条第2項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として本部長が適当と認めるものを本部長に提示し、又は提出しなければならない。

第20条中「第4項第3号、第5項及び第6項」を「第5項第4号、第6項及び第7項」に、「及び同条第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県警察本部長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話 _____（ ）

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等 （具体的に記載してください。）	
--	--

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 （□内は、該当する箇所にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 （法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。）	（ふりがな） 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 _____（ ）
	本人の状況（生年月日） <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人が未成年者（15歳以上）である場合 法定代理人が開示請求することについての本人の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

（注）次の欄の記載は、任意です。

求める開示の実施の方法 （開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。）	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（□送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（□送付を希望）
開示の実施の希望日	年 月 日

（注）以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 （代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 在留カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担 当 所 属	電話番号
備 考	

（注）本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第2号（注）1中「、法定代理人本人」を「法定代理人本人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第3号（注）1中「、法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第12号を次のように改める。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県警察本部長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) _____ (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (<input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。)
本人の状況等 (<input type="checkbox"/> 内は、法定代理人による請求の場合、該当する箇所にレ印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () _____
	本人の状況 (生年月日) <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (<input type="checkbox"/> 内は、代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き) <input type="checkbox"/> 在留カード (写真付き) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担 当 所 属	電話番号
備 考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

様式第19号を次のように改める。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県警察本部長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) _____ (日付) _____ 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種類別 (□内は、該当する箇所にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 (法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () _____
	本人の状況（生年月日） <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人

（注）以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 在留カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担 当 所 属	電話番号
備 考	

（注）本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

(警察情報管理システム等運用管理規程の一部改正)

第2条 警察情報管理システム等運用管理規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月二日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として公営企業管理者が適当と認めるものを公営企業管理者に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月二日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
職員用デスクトップ型パーソナルコンピュータの賃貸借 400台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区練塀町3番地
- 5 落札金額
39,025,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月14日

告 示

埼玉県告示第千百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン
- 三 代表者の氏名
太田 久美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、悩みを持つ子どもたちや話を聴いてほしい子どもたちの声を受けとめ、自律を助けるヘルプライン「子ども電話」の開設をすると共に、地域で子どもたちをサポートしていこうとする大人たちの輪を広げていくための事業を行い、もって子どもの健やかな成長のための社会基盤づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）越谷花田物販店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二―二外

（変更後）越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地五

ハ 変更年月日

平成二十七年四月十六日

ニ 届出年月日

平成二十七年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年十月二日から平成二十八年二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十月二日から平成二十八年二月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
イオンアグリ創造株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	埼玉県羽生市大字下村君字中谷千七番ほか百五十二筆	一四四、六八八
アルファイノベーション株式会社	埼玉県白岡市小久喜千二十二番地三	埼玉県白岡市下大崎字星川端九百七十五番一ほか十七筆	一四、五一六
片山 好信	埼玉県児玉郡美里町大字古郡四百三十六番地	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字上志渡川二千五番ほか一筆	二四、九五九
菅野 亜希	埼玉県児玉郡美里町大字白石二千七百四十六番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字上志渡川二千三十六番ほか一筆	一、一四七
木村 保	埼玉県本庄市児玉町入浅見九百十三番地一	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字志戸川八百四十番一ほか十筆	一七、二五二
清水 和彦	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣千七百六十八番地	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字上志渡川二千二十番ほか十三筆	一九、二三八
鈴木 敏夫	埼玉県本庄市児玉町児玉千六百三十八番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字下志渡川二千八十五番	六五三

農事組合法人小茂田穀作組合	埼玉県児玉郡美里町大字小茂田三百二十番地	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切六百八十三番一ほか九筆	一八、五八〇
矢島 好彦	埼玉県児玉郡美里町大字古郡五百十六番地	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切六百八十三番一ほか十一筆	二一、四七四
有限会社みのり	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣四百八十一番地二	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字石神二十四番ほか六十筆	一〇八、九〇九

二 申請年月日

平成二十七年九月二十五日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十七年十月二日から平成二十七年十月十六日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 縦覧の場所及び期間

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十七年十月二日（金）から同年十一月二日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く日の午前九時から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

告 示

埼玉県告示第千百十四号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

蕨市塚越地内

四 作業期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百十五号

平成二十六年埼玉県告示第千五百一号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である行田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百十六号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

久喜市

四 作業期間

平成二十七年十月五日から平成二十七年十月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千百十七号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（公社営埼玉型ほ場整備事業）

三 作業地域

羽生市大字尾崎地内

四 作業期間

平成二十七年八月二十七日から平成二十八年二月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新座高校	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妙音沢	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栗原3丁目	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
池田3丁目	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中野2丁目	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新座市営西	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大和田	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
石神4丁目	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

川久保沢	大満寺沢	森下沢	武蔵台中沢	猿田沢	楡木沢	
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

妙音沢	新座高校	土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害特別警戒区域
平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

池田1丁目・2	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。
馬場1丁目	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。
堀ノ内1丁目	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市役所に備え置いて縦覧に供する。
高麗神社沢・2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。
栗原川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。
楡木沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市役所に備え置いて縦覧に供する。

川久保沢	武蔵台中沢	
<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
土石流	土石流	
<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第千百十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

利根川水系一級河川忍川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年六月五日

三 廃川敷地等の位置

行田市大字小敷田字嘉寿賀町五八四番一、同市大字持田字菅谷五八七七番四及び同市同大字同字五八七七番六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一七三・九一平方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
埼玉県朝霞市浜崎四丁目六番五十九号
有限会社みつわ商事

二 取消年月日

平成二十七年九月三十日

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十番九―千二百四号

株式会社いろどり

二 指定年月日

平成二十七年十月一日

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

通信指令システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日（火）から平成33年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部通信指令課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 渡邊 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月12日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月11日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月12日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成27年11月12日（木）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年11月2日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年10月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Communication Command System.

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
November 12, 2015 By mail;5:00 p.m. November 11, 2015 In person;10:30
a.m. November 12, 2015

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新 B 旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>鴻巣市箕田字吉右エ門三一一一 番一地从り同市宮前字本田九 一五番地先まで</p>	<p>鴻巣市赤見台二丁目五二八番七 地先から同市箕田字九右エ門一 四〇六番一地从り先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八八〇四二・〇三</p>	<p>六・〇〇〇二五・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六九七・四〇</p>	<p>二一六三・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>鴻巣線として存置し、残区 間を鴻巣市道として引き継 ぐ。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越上尾線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市松江町一丁目一九番一地 先から同市松江町一丁目一九番 一四地先まで		区 間
八・二四〇 二〇・〇〇	八・二四〇 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二五・九〇		延長 (メートル)
道路法第一七条第 四項に基づく歩道新 設工事。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市大字今福八二〇番二地先 から同市大字今福八二〇番二地 先まで		区 間
七・九〇〃 九・一三	七・九〇	敷地の幅員 (メートル)
八・七〇		延長 (メートル)
開発道路(市道) 整備による		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市佐谷田字飯塚一四二九番地先ま で</p>	<p>熊谷市佐谷田字飯塚一四二四番二地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・三八〇 一五・五五</p>	<p>一一・二七〇 一一・四一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四六・七〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考 熊谷市佐谷田地区新駅周 辺整備事業</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年六月三日

指令川建セ第二六〇一一一一号

二 検査済証番号

平成二十七年九月二十五日

川建セ第二七〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字宮ヶ谷戸四千三百三十二番二、四千三百三十二番三、四千三百三十二番四、四千三百三十三番一、四千三百三十六番一、四千三百三十八番一、四千三百三十二番三地先道路、四千三百三十六番一地先水路、字宮ヶ谷戸前四千四百五十九番二、四千四百五十九番三、四千四百六十六番一、四千四百六十三番二、四千四百六十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社 ベイシア 代表取締役 赤石 好弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年六月二十二日

指令川建セ第二七〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十月一日

川建セ第二七〇〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都六番十六、六番四十五、六番四十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪二丁目十五番二グレイスコートA二〇二

村田 隆紀

告 示

埼玉県公安委員会告示第 203 号

次の者に送達する書類（平成27年9月16日付け埼玉県公安委員会指令甲第414号）を埼玉県警察本部生活安全部保安課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成 27 年 10 月 2 日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

1 送達を受けるべき者

株式会社 GOLDEN EAGLE

（代表者 SAYAD DERAZDAST ARDESHIR）

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110（内線3207）

3 到達の日

平成27年10月16日（金）をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月二日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として労働委員会が適当と認めるものを労働委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

正 誤

埼玉県条例第七十二号（平成二十四年十二月二十五日第二千四百五十三号）中訂
正

ページ 行

一 前から九行目と十行目の間に次のように加える。

目次中「第一章 総則（第一条―第三条）」を 「第一章 総則（第一条―第三条）
第一章の二 整備基準（第三条の

二―第三条の十六）」に改める。